

協議事項への委員からの御意見

協議事項 1 「令和 2 年度外部評価」について

委員名	意見
岩見委員	男女共同参画が具体的に推進することを期待します。
宇田委員	種々の意見や質問を読み、自分とは異なった視点や知識を得る事ができて、委員として有意義でした。質問には、実は同一内容であると考えられるものもあり、各委員からの記述を整理・統合する必需を感じました。この理由から「ヒアリングの対象事業及び質問項目の決定」は、会長一任とする事が適切と考えます。
南委員	<p>事業番号 64「介護に関する情報提供と相談の充実」について、質問でも出ていましたが、自己評価がBとなっており、男女共同参画の課題はなしとのことでしたが、何かしらの課題をもって取り組んでいただけるとより良いのではないかと感じました。</p> <p>事業番号 65「認知症サポーター養成事業」について、「男性参加者の割合が43%であり、女性参加者と比べ少なかった」とあるが、他の事業の男性の参加率を考えると、男性の参加者の割合が多い方だと感じました。なぜ男性の参加者を多く集められたのか、広報等で工夫したりしたのでしょうか。</p> <p>事業番号 68「生活支援ショートステイの実施」について、64番同様、自己評価がBとのことですが、課題が特になし、継続して事業を実施する. となっています。コメントの詳細が少なく、評価がしにくいこと、また何か課題を見つけていただいたほうが次年度以降より良いのではないかと思います。</p>
宮嶋委員	<p>外部評価の際に、毎度繰り返し頭を悩ませることなのですが、①「各推進事業の取組状況」シートで各所管課が計画した事業内容を、各課の立てた計画通りに実施したかを評価すればいいのか、それとも、②それが、どの程度男女共同参画の推進に寄与したかを評価するのか、わからなくなります。前者①であれば、基本的に各課の自己評価と同じ評価になるでしょう。後者②であれば、各課が各推進事業に掲げた事業内容や数値目標の設定がそもそも、男女共同参画推進のために適切なのか、という疑問に悩まされます。</p> <p>特に今回のような、高齢者や障害者の福祉事業の場合、各所管課は、介護保険計画や障害者計画に掲げた目標をそのまま書いているように思えます。広くとらえて、福祉施策が充実すれば、介護者の負担が軽減され、男女共同参画の推進に寄与する、ということであれば、①の評価でもよいと思います。しかし、より男女共同参画の観点で考えれば、例えば、認知症サポーターや介護者サロン・カフェもそうですが、介護予防事業(百歳体操など)の参加者やボランティアリーダーさんの男女比はどうか、もし女性比率が高いなら、男性の参画をいかに促進するのか、といった目標設定や取り組みが必要なのではないでしょうか。あるいは、近年問題になっている、介護保険サービス利用者から、ケアマネさんやヘルパーさん、訪問看護のスタッフに対するセクシャルハラスメントに対する対策はどうなのかも気になります。これは、そもそも介護保険サービス従事者の男女比率の偏りという問題と、女性が多い現状で、男性利用者からのハラスメントをいかに予防し、発生した場合はスタッフをどう守るかといった課題がありますが、計画時に盛り込んでないので、評価対象にもなりえません。計画は大事なのですが、5か年というスパンですと、計画期間中に、計画に盛り込んでいない、しかし、検討や取り組みが必要な課題として浮上してくる場合があります。それを言い出すと、收拾がつかなくなるので、あくまで、事務局から提示された資料の中だけで評価するというのであれば冒頭①の評価をしますがそれでは外部評価の意味があまりない気がします。</p> <p>少しでも男女共同参画の推進に寄与させたいのであれば、各所管課の掲げてきた事業内容や目標について、単に実施回数や利用者数、定員がどれだけ、というだけではなく、例えば男女比率を数値目標に採用できないか(例えば、管理職や審議会委員の女性登用比率のように)を検討してもよいのではないのでしょうか(といっても、平等に利用しているであろう介護保険サービス利用者の男女比は不要です。あくまで偏りがありそうな、介護予防事業の利用者や、介護者、サービス提供者側についてです)。また、「男女の区別なく事業を実施した」などと、意味の無い文言を苦し紛れに書いてきた場合には、事務局から、修正を依頼してもいいのではないのでしょうか。</p>
吉田委員	<p>時間的に可能であれば、事前質問を提出されたすべての事業につき、ヒアリング実施が望ましいと思います。特に、所管課の男女共同参画の視点の有無自体を問うような質問が出ている64、67、68、69番事業については、当該課からの回答の内容の如何に関わらずヒアリングが実施されることを希望いたします。</p>

協議事項への委員からの御意見

協議事項2「第3次さいたま市DV防止基本計画」について

委員名	意見
宇田委員	計画文書の構成や内容は賛同し、問題がないと判断しました。しかし、記載書式に関して1点、改良点があると思います。「4. 計画の目標と体系」項には、文の最後に句点がある文と無い文が混在しています。3までは、全て句点無しで文が終わっています。同一の計画書内ですから 句点の有無は、全体で統一した方が良いでしょうと考えます。
倉岡委員	「4. 計画の目標と体系」について、目標「配偶者からの～」とありますが、H25年より「生活の本拠を共にする交際相手」も対象とのことなので「配偶者等からの～」とした方が良いでしょうと思いました。
宮嶋委員	答申を尊重いただくとともに、今時のコロナ禍のように、役所の職員が交替勤務など手薄なところへ、自宅待機によるDV急増のような緊急事態に備える体制づくり（人員確保、連携体制の具体化、マニュアル化）も、ぜひ検討いただき、盛り込んでもらえればと思います。
山崎委員	新型コロナウイルス感染拡大防止の対策である外出自粛要請により、多くの会社では在宅勤務に取り組んでいる。そのような中で家庭内DV等も増加傾向との報道がある。本計画が関係機関の連携により、実効性のある計画となることを期待いたします。
若生委員	DV＝配偶者だけではありません。親子の関係も考えて欲しいです。